



鳥取県公報

令和7年3月25日（火）
第9680号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（142）（くらしの安心推進課）	2
	大規模小売店舗の新設の届出（143）（企業支援課）	2
	特定農業用ため池の指定の解除（144）（農地・水保全課）	3
	森林病害虫の駆除命令（145）（東部農林事務所）	3
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示（1）	4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの放流等の禁止に関する指示（1）	5
◇ 病院局告 示	鳥取県立中央病院警備・受付等業務に係る医療費の収納事務の委託 （2）（鳥取県立中央病院）	5
◇ 公 告	飼料の試験の結果の公表（家畜防疫課）	5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（境港総合技術高等学校）	6
◇ 雑 報	令和7年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）	6

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流について次のとおり指示する。

令和7年3月25日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 福 田 一 哉

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、コイを放流してはならない。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合、養殖場から持ち出したコイを放流する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認されたコイを放流する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立中央病院警備・受付等業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
富山総合警備保障株式会社	鳥取市商栄町405-1	令和7年1月16日	令和7年1月30日	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、令和7年2月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
東伯郡琴浦町川東飼料組合	東伯郡琴浦町金屋大高谷22-83	TMR	令和7年2月	かび毒	デオキシニバレノール及びゼアラレ	無